

往来手形が発見された

廿日市郷土文化研究会 会員 品元五三 さくらお 昭和59年3月1日 第三号

往来手形が

発見された

品本五三

江戸時代に使用した、旅行用の手形が見
つかりました。

廿日市町に關係のあるものですから紹介
します

往来手形之事

一安芸国佐伯郡地御前浦久兵衛 此度願届
二付諸国神社仏閣巡拝仕度罷出申候 宗
旨者浄土宗代々当寺旦那二紛無御座候
尤一切御法度之邪宗門ニ茂無御座 若行
暮候ハ、止宿御恵ミ可被下候 萬一病死
等仕り候ハ、其国法ニ御取斗ひ奉頼候
国元江御届ニ及不申候 処々御関所無滞
御通し可被下候 仍而往来手形如件

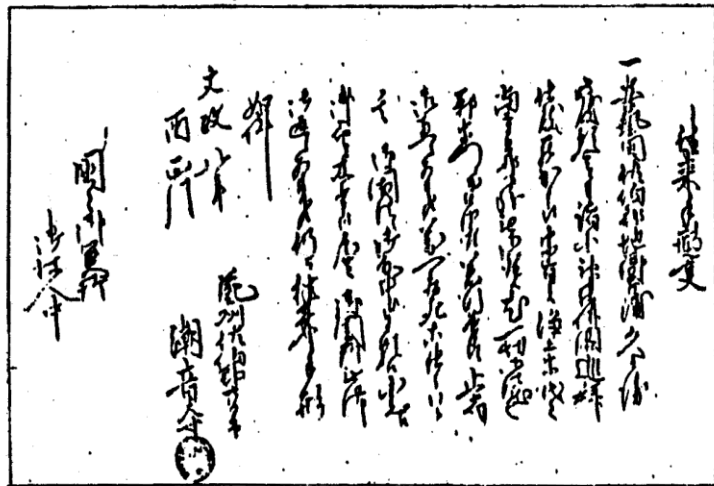
文政八年 峯州佐伯郡廿日市
西正月 潮音寺 (印)

国々御関所
御役人中

資料解説

往来手形之事

一安芸の国佐伯郡地御前浦久兵衛 此度(こ
のたび)願届につき諸国神社仏閣巡拝仕
(つかまつ)り度(た)く罷(ま)かり(出
(いで)申し候 宗旨(しゅうし)は浄土
宗代々当寺旦那に紛(まぎ)れ御座無く候



往来手形 (廿日市町教育委員会保管)

尤も一切御法度（こはつと）の
 邪宗門にも御座無し 若（も）し
 行暮（いきくれ）候わば止宿御慮
 み下さるべく候 万一病死等仕り
 候わば、そちらの御国の仕来りに
 御取（おと）りはからい頼み奉り
 候 国元（くにもと）へ御届けに
 及び申さず候 処々御関所滞（と
 どこお）りなく御通し下さるべく
 候 仍（よつ）て往来手形件（く
 だん）の如し

文政八年 芸州佐伯郡廿日市
 酉正月 潮音寺 印

国々御関所
 御役人中



関所の図

往来手形 拡大

往来手形
 一 芸州佐伯郡廿日市
 文政八年 酉正月
 潮音寺 御役人中
 御取（おと）りはからい頼み奉り
 候 国元（くにもと）へ御届けに
 及び申さず候 処々御関所滞（と
 どこお）りなく御通し下さるべく
 候 仍（よつ）て往来手形件（く
 だん）の如し

往来手形（廿日市町教育委員会保管）